

業務委託契約書（案）

委託業務の名称 令和8年度ダイオキシン類環境モニタリング調査業務委託
業務の内容 別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
契約の金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円也）
契約の期間 自 令和8年 月 日
至 令和9年 3月12日
契約保証金

上記の業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 乙は、頭書の仕様書に基づき、頭書の契約の金額（以下「委託料」という。）をもって、頭書の契約の期間（以下「履行期限」という。）までに当初の委託業務を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（着手届）

- 第2条 乙は、委託業務に着手したときは、甲に対し契約日から7日以内に着手届を提出しなければならない。

（主任技術者）

- 第3条 乙は、委託業務における技術上の管理をつかさどる職員（以下「主任技術者」という。）を定め、その氏名及びその他の必要な事項を書面で契約日から7日以内に甲に通知しなければならない。
- 主任技術者を変更したときも同様とする。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 乙は、この契約によって生じる権利又は委託義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の了解を得たときは、この限りではない。

（再委託の禁止）

- 第5条 乙は、受託事業を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と思われる事業については、甲と協議の上、事業の一部を委託することができる。
- 2 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した事業に伴う当該第三者（以下再委託者という。）の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
- 3 乙は、委託事業の一部を再委託するときには、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託者と約定をしなければならない。
- 4 甲は乙に対して、再委託先の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(目的外使用の禁止)

第6条 乙は、調査結果の報告書（以下「報告書」という。）及び業務を行う上で得られた記録等を他の用途に使用してはならない。契約終了後もまた同様とする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。

(報告及び指示)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況についての報告を求め、又は指示することができるものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、甲に対し遅滞なく業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときには、その日から起算して10日以内に業務完了の検査をしなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、業務完了報告書について訂正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該の訂正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

4 乙は、前項の規定により命ぜられた訂正を完了したときは、甲に訂正完了の届を提出して検査を受けなければならない。

この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときには、受理日から起算して30日以内に支払うものとする。

(契約内容の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において業務委託費又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額は甲乙が協議して定める。

3 消費税法等の改正等により消費税率に変動が生じた場合は、相当額を加減した額を契約金額に変更する。

(履行期限の遅延及び遅延利息)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期間まで委託業務を完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。

- 3 第1項による遅延利息は、当初の履行期限（第11条第1項、第13条第2項及び第14条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が100円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により、第10条第2項の規定による委託料の支払が遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が100円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払の請求をすることができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき、第3項及び第4項の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

（乙の請求における履行期限の延長）

第13条 次のいずれかに該当する場合は、乙は甲に対し、履行期限の変更を求めることができる。

- 一 甲による資料等の提供のけ怠、遅延、誤り等によって、乙の委託業務の履行に対して支障が生じるとき。
- 二 天災その他不可抗力等、乙の責に帰することができない事由により、履行期限までに成果品を納入することが困難になるとき。

2 前項の場合の延長日数は、甲乙協議のうえ定める。

（事情変更による契約内容の変更）

第14条 契約締結後において、天災事情その他不測の事故又は経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手方と協議のうえ、契約金額、履行期限その他契約の内容を変更することができる。

（協議解除）

第15条 甲は、必要あるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

（甲の解除権）

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 着手期日を過ぎても、正当な理由なく委託業務に着手しないとき。
- 二 委託期間内に委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 第5条の規定に違反したとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県

- 公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 七 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第17条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。
- 又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。
- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合
- 2 甲は、この契約の解除により損害を受けたときは、乙に対して甲が算定する損害額を請求することができる。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第二号に該当する場合と見なす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(乙の解除権)

第 18 条 乙は、次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- 一 第 11 条第 1 項の規定により、甲が報告書の納入を中止させた場合又は中止させようとする場合において、その中止期間が 3 か月以上に及ぶとき。又は契約期間の 2 分の 1 以上に及ぶとき。
- 二 第 11 条第 1 項の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が 3 分の 2 以上減少するとき。
- 三 甲が契約に違反し、その違反により報告書の納入が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約解除の場合における既納物件の取扱い)

第 19 条 第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定により契約が解除された場合において、報告書の履行部分があるときは、甲は、当該履行部分を検査のうえ、相当と認める金額を支払い、その引き渡しを受けることができる。

(第三者に及ぼした損害)

第 20 条 この契約の履行に関して、第三者に対して損害を及ぼした場合は乙がその賠償を負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合においては、甲乙の協議のうえ定める。

(談合による損害賠償)

第 21 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第 16 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約不適合責任)

第 22 条 委託業務の終了後、成果品の欠陥又は確定された仕様との不一致が発見された場合は、甲は乙に対し、相当の期間を定めて無償でその修補を請求し、又は修補とともに損害賠償を請求することができる。ただし、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要する

ときは、甲は修補を請求することができない。

- 2 甲が前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求を行うことができる期間は、委託業務の終了日から起算して1年間とする。

(違約金等の徴収)

第 23 条 乙がこの契約に基づく違約金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託費支払日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した利息を付した額（当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）と、甲の支払うべき委託費と相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴する場合には、甲は、乙から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）の延滞金を徴収する。

(個人情報の保護等)

第 24 条 乙は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議事項)

第 25 条 この契約書に定めのない事項、又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙が協議し、これを定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 26 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県
福島県知事 内堀 雅雄 印

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

令和 8 年度ダイオキシン類環境モニタリング調査業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、令和 8 年度ダイオキシン類環境モニタリング調査業務委託の適正な実施に必要な事項を定める。

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日(金)までとする。

3 委託業務の内容

委託業務の内容は、試料採取業務及び分析業務とする。

4 試料採取業務及び分析業務の方法

試料採取業務及び分析業務は、下記に示す方法により行う。

(1) 一般環境大気

ア ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び
土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号。以下「環境基準告示」という。）

イ ダイオキシン類対策特別措置法の施行について（通知）（平成 12 年 1 月 12 日環企企第 11 号、環保安第 6 号、環大企第 11 号、環大規第 5 号、環水企第 14 号、環水管第 1 号、環水規第 5 号、環水土第 7 号（以下「施行通知」という。）」第 3 の 2（2）イ（ア）

ウ ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和 4 年 3 月環境省水・大気環境局総務課、大気環境課）

エ 試料採取方法は 100L/min 程度の中流量で 7 日間の連続採取を行う。

(2) 公共用水域の水質・底質

ア 環境基準告示

イ 施行通知第 3 の 2（2）イ（イ）

ウ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準の施行について（通知）（平成 14 年 7 月 22 日環水企第 117 号、環水管第 170 号）（第 3 の 2）

エ ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和 4 年 3 月環境省水・大気環境局水環境課）

オ 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

(3) 地下水

ア 環境基準告示

イ 施行通知第 3 の 2（2）イ（イ）

ウ 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

(4) 土壌（一般環境把握調査、発生源周辺把握調査）

ア 環境基準告示

イ 施行通知第3の2（2）イ（ウ）

ウ ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和4年3月環境省水・大気環境局土壌環境課）

5 調査内容

(1) 一般環境大気

ア 調査地点

別紙1の表1のとおり。（4地点、8検体）

なお、具体的な機器の設置場所は別途指示する。

イ 調査回数及び調査時期

2回／年（8月及び1月）

ウ 調査項目

ダイオキシン類及び気象状況（気温、湿度、風向、風速、気圧、天候等）。

なお、気象状況は気象庁の AMeDAS 又は福島県の大気汚染常時監視測定局（以下「測定局」という。）のうち、最も近接する測定局の気象測定結果を使用する。

これらの測定結果は下記ホームページに掲載されているので、業務受託者が確認し、報告書の作成等に使用すること。

(ア) 気象庁ホームページー気象統計情報ー過去の気象データ検索

URL: <http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

(イ) 環境省ホームページー環境省大気汚染物質広域監視システム

URL: <https://soramame.env.go.jp/>

(ウ) 福島県ホームページー福島県の大気環境

URL: <http://fukushimapref-taikikanshi.jp/kanshi/realtime/index.html>

(2) 公共用水域の水質・底質

ア 調査地点

別紙1の表2のとおり。（河川2地点、海域1地点、6検体）

イ 調査回数及び調査時期

1回／年（8～10月）

ウ 調査項目

(ア) 水質

ダイオキシン類、pH、濁度、EC、SS、水温、採取水の外観（色相、濁り、透視度又は透明度、臭気）、流量、天候、その他採取時の状況

(イ) 底質

ダイオキシン類、採取底質の外観、温度、色相、臭気、夾雑物の状況、含水比、

強熱減量、その他採取時の状況

エ その他

(ア) 水質及び底質の採取は、同一地点を同一日に行う。

(イ) 試料採取にあたり、自然公園法、文化財保護法、福島県立自然公園条例その他の法令又は条例に基づく許可等が必要な場合は、所要の事務手続きは県地方振興局が行う。

(3) 地下水

ア 調査地点

別紙1の表3のとおり。(3地点、計3検体)

なお、具体的な調査地点については、契約締結後に通知する。

イ 調査回数及び調査時期

1回/年(9月)

ウ 調査項目

ダイオキシン類、pH、EC、SS、水温、採取水の外観(色相、濁り、透視度、臭気)、天候、その他採取時の状況

なお、pH及びECは、採水時にも測定する。

(4) 土壌

ア 一般環境把握調査

(ア) 調査地点

別紙1の表4のとおり。(2地点2検体)

なお、具体的な調査地点については、契約締結後に通知する。

(イ) 調査回数及び調査時期

1回/年(10月)

(ウ) 調査項目

ダイオキシン類、土色、土性、水分含有量、強熱減量、その他採取時の状況

イ 発生源周辺状況把握調査

(ア) 調査地点

別紙1の表5土壌(発生源周辺状況把握調査)のとおり。(1地点、1検体)

なお、具体的な調査地点については、契約締結後に通知する。

(イ) 調査回数及び調査時期

1回/年(8~9月)

(ウ) 調査項目

ダイオキシン類、土色、土性、水分含有量、強熱減量、その他採取時の状況

(5) その他

ア 試料採取から分析に係る一連の作業は全て業務受託者が行い、また、調査に必要な消耗品、機材等は全て業務受託者が準備する。

イ 業務受託者は調査日程を、管轄の県地方振興局と協議して決定する。業務受託者は決定した日程について、速やかに水・大気環境課に報告する。

なお、調査日程について、天候等何らかの都合により変更する場合は、業務受託者と管轄の県地方振興局が協議して決定する。

6 精度管理

(1) 内部精度管理の実行

精度管理について、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成 12 年 11 月 14 日環境庁、以下「指針」という。）、上記に示した環境省のマニュアル及び JIS 規格に規定されている事項又はこれに準ずる内容を遵守するとともに、実施計画書に明記すること。

(2) 精度管理計画書

指針第 1 部第 3 章の品質保証・品質管理計画書又はこれに準じる計画書を作成すること。

(3) 二重測定

一般環境大気において 1 検体、公共用水域において水質及び底質の各 1 検体、地下水において 1 検体、一般環境土壌において 1 検体の二重測定を実施すること。なお、二重測定の実施地点、時期等は別途協議する。

(4) 試料の保管及び処分方法

試料の保管及び処分方法については、ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和 4 年 3 月環境省水・大気環境局総務課、大気環境課）及びダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和 4 年 3 月環境省水・大気環境局水環境課）、ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和 4 年 3 月環境省水・大気環境局土壌環境課）の定めに従うこと。

7 実施計画書等の提出

業務受託者は契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画書及び 6 (2) に定める精度管理計画書をそれぞれ 1 部提出すること。

8 報告

業務受託者は、以下に示す方法により調査結果を水・大気環境課に報告する。

ただし、環境基準を超過した場合や異常値が検出された場合は、速やかにその結果を水・大気環境課に報告する。

(1) 調査結果の報告方法

調査結果の報告は、上記に示した環境省のマニュアルに示す方法により行う。

また、試料採取地点の世界測地系の緯度・経度情報を取得し報告書にその旨記載するとともに、試料採取状況及び検体の写真を撮影し、その記録を報告書に添付する。

(2) 提出物

提出物は以下のとおりとする。

- ア 調査結果報告書（印刷製本したもの） 1 部
- イ 磁気ディスク（本体に受託者名・業務名称をシールで貼り付けること） 1 式
 - （ア）調査結果報告書の電子ファイル
 - （イ）県が指定する調査結果報告様式ファイル
 - （ウ）県がダイオキシン類の調査結果を取りまとめるにあたり、集計等することが出来るように Excel に記録したファイル
 - （エ）異性体の組成比を Excel によりグラフ化したファイル
 - （オ）環境省報告様式に入力したファイル（※地点固有番号の入力は、別紙 2 の地点固有番号の付与及び入力の方法により行う。）
 - （カ）指針第 1 部第 3 章 2 の品質保証・品質管理結果報告書又はこれに準ずる精度管理報告書の電子ファイル

9 その他

- (1) 業務受託者は、県が土壌のクロスチェック調査を行う場合は、これに協力する。
- (2) 業務受託者は、県が実施する業務受託者の事業所の立入調査及び委託業務の実施状況等の調査に協力するものとする。
- (3) この仕様書に定めるもののほか、委託業務について必要な事項は県と業務受託者が協議して定める。

(別紙1)

表1 一般環境大気

番号	地域名	市町村名	調査地点名	調査時期
1	県南	白河市	福島県立白河旭高等学校	8, 1 月
2	会津	会津若松市	福島県立葵高等学校	8, 1 月
3	南会津	南会津町	福島県南会津保健福祉事務所	8, 1 月
4	相双	南相馬市	仲町児童センター	8, 1 月
計	4 地域	4 市町	4 地点	8 検体

表2 公共用水域(水質・底質)

番号	地域名	調査地点名	調査時期
1	杜川	王子橋	8～10 月(8～10 月)
2	伊南川	黒沢橋	8～10 月(8～10 月)
3	松川浦海域	漁業権区域区 3 号中央付近	8～10 月(8～10 月)
計	2 河川、1 海域	3 地点	6 検体(水質・底質)

表3 地下水

番号	地域名	市町村名	調査地点数	調査時期
1	県南	中島村	1	9 月
2	会津	会津美里町	1	9 月
3	相双	相馬市	1	9 月
計	3 地域	3 市町村	3 地点	3 検体

表4 土壌(一般環境把握調査)

番号	地域名	市町村名	調査地点数	調査時期
1	県南	塙町	1	10 月
2	会津	喜多方市	1	10 月
計	2 地域	2 市町	2 地点	2 検体

表5 土壌(発生源周辺状況把握調査)

番号	地域名	市町村名	調査地点数	調査時期
1	南会津	下郷町	1	8～9 月
計	1 地域	1 町	1 地点	1 検体

(別紙2)

地点固有番号の付与及び入力の方法

1 一般環境大気

下表の調査地点ごとに付与された地点固有番号を入力すること。

番号	地域名	市町村名	調査地点名	地点固有番号
1	県南	白河市	福島県立白河旭高等学校	07205011
2	会津	会津若松市	福島県立葵高等学校	07202001
3	南会津	南会津町	福島県南会津保健福祉事務所	07361001
4	相双	南相馬市	仲町児童センター	07206002

2 公共用水域（水質・底質）

下表の調査地点ごとに付与された地点固有番号を入力すること。

番号	地域名	調査地点名	地点固有番号
1	杜川	王子橋	0700401
2	伊南川	黒沢橋	0701402
3	松川浦海域	漁業権区域区3号中央付近	0760302
計	3河川	3地点	6検体(水質・底質)

3 地下水

地下水の地点固有番号は、次の要素からなる。

測定地点登録時の都道府県コード（2桁）＋市区町村コード（3桁）＋地区番号（4桁）
＋井戸番号（6桁） 計15桁

なお、各要素の詳細は下記のとおりである。

(1) 測定地点登録時の都道府県コード

「07」と入力すること。

(2) 市区町村コード

総務省「統計のための標準地域コード（URLは下記のとおり）」を用いて、毎年度末現在のものを入力すること。

URL : https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/9-5.htm

(3) 地区番号

当該地区の郵便番号下4桁を入力すること。

(4) 井戸番号

上4桁に調査年度の西暦（4桁）を、次に01（2桁）を入力すること。例：201501

なお、調査地点が同一地区番号に複数ある場合は、下2桁は重複しないように、連番（02～99）を入力すること。

4 土壌（一般環境把握調査、発生源周辺状況把握調査）

土壌（一般環境把握調査、発生源周辺状況把握調査）の地点固有番号は、次の要素からなる。

測定地点登録時の都道府県コード（2桁）＋市区町村コード（3桁）＋地点番号（6桁）＋関連地点番号（2桁） 計 13 桁

なお、各要素の詳細は下記のとおりである。

- (1) 測定地点登録時の都道府県コード

「07」と入力すること。

- (2) 市区町村コード

総務省「統計に用いる標準地域コード（URL は下記のとおり。）」を用いて入力すること。

URL: https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/9-5.htm

- (3) 地点番号

上 2 桁に調査年度の西暦年の下 2 桁を、次に当該地区の郵便番号下 4 桁を入力すること。

- (4) 関連地点番号

一般環境把握調査は、「00」と入力すること。発生源周辺状況把握調査は、発生源に対し複数の地点を調査する等、当該測定地点の他に関連する測定地点がある場合、一連の調査であることを示すため、関連地点に同じ番号を付与する（01～99）。